

1.	会員資格の有効期間(以下、「有効期間」といいます。)は、入会日(第7条所定の会費等が当社に着金した日とします。)から、以下の期間が経過するまでとします。
	(1)1月1日から3月31日までの間に入会した会員については翌年3月31日迄(2)4月1日から6月30日までの間に入会した会員については翌年6月30日迄(3)7月1日から9月30日までの間に入会した会員については翌年9月30日迄(4)9月30日から12月31日までの間に入会した会員については翌年12月31日迄
2.	会員資格の継続を希望する会員は、有効期間満了日までに次年度の会費を所定の方法にて入金するものとし、入金が確認され次第、有効期間が1年延長され、以後も同様とします。
3.	有効期間が満了した場合であっても、会員は、当該満了日から6ヶ月を経過するまでの間に次年度の会費を入金することにより、満了日より1年間の継続ができます。尚、有効期間満了日から6ヶ月を経過した後に再度当会への入会を希望する場合は、改めて入会手続きを行なうものとします。
4.	当社は、前項による継続の場合、有効期間の満了日以後会費入金日までの期間に会員に発送された郵便物、メールの再送は行わないものとします。